

所有者の死亡及び消滅等による固定資産税及び都市計画税の課税保留要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)第54条第1項に規定する所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。)が死亡及び消滅等かつ所有者の相続人等不存在の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)が滞納となっている固定資産税等に対して課税保留の取扱いを行うための必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定資産税 固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産をいう。)に対し、その所有者に課する税をいう。
- (2) 課税保留 現に固定資産税等が課されている固定資産について、その課税を一時的に保留することをいう。

(課税保留対象者の認定)

第3条 課税保留に該当するかどうかの判断は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資料等により調査した上で行うものとする。

- (1) 不動産登記簿又は課税台帳に固定資産の所有者として登記又は登録されている個人が死亡し、相続人が不存在のもの。ただし、相続財産管理人が選任されていない場合に限る。
 - ア 被相続人の出生から死亡まで在籍した連続する戸籍謄本並びに被相続人の配偶者、直系卑属、直系尊属及び兄弟(兄弟が死亡しているときは兄弟の子まで)の戸籍謄本を添付した相続関係図
 - イ 生存が確認できた相続人について、家庭裁判所が相続放棄を受理したことを証する「相続放棄・限定承認の申述の有無について」の回答書
 - ウ 登記簿上所有権を有することを証する「不動産登記簿」又は「課税台帳」の写し
- (2) 破産手続終了又は清算終了により、商業登記簿上消滅したにもかかわらず、換価できなかった等の理由により不動産登記簿又は課税台帳に固定資産の所有者として未だ登記又は登録されている消滅法人。
 - ア 破産手続終了又は清算終了し、法人として消滅したことを証する「閉鎖商業登記簿」
 - イ 登記簿上所有権を有することを証する「不動産登記簿」又は「課税台帳」の写し
- (3) 不動産登記簿又は課税台帳に固定資産の所有者として登記、又は登録されているが、会社法(平成17年法律第86号)第472条第1項の規定により解散の登記(みなし解散)がなされた法人。ただし、商業登記簿上、住所または事務所所在地が明記されている清算人等が死亡している場合に限る。
 - ア 解散の登記がなされたことを証する「商業登記簿」
 - イ 登記簿上所有権を有することを証する「不動産登記簿」又は「課税台帳」の写し
 - ウ 資産の状況が分かるもの(写真)
 - エ 清算人等の除籍謄本

(4) 清算業務を結了していないが、倒産等により実態として消滅している法人。ただし、商業登記簿上、住所または事務所所在地が明記されている代表取締役等が死亡している場合に限る。

ア 法人所在地に法人が存在しないことを証するもの

イ 登記簿上所有権を有することを証する「不動産登記簿」又は「課税台帳」の写し

ウ 資産の状況が分かるもの(写真)

エ 代表取締役等の除籍謄本

2 課税保留に当たっては、安易に行うことのないよう十分留意するとともに、当該資産については定期的に現地調査等を行い、新たに相続人等を把握したときは直ちに固定資産税等を課する手続きを行うものとする。

3 共有物件については連帯納税義務があるため、原則としてその持分を課税保留することはできない。ただし、持分を有する者が全て課税保留に該当するとした場合はその限りではない。

(課税保留の始期)

第4条 固定資産税等の課税保留は、課税保留の決定の日の属する年の翌年度からとする。

(調査及び決定)

第5条 課長は、課税保留に該当するか否かについて、不明であり調査すべきと判断されたものについては、固定資産税等の課税保留に関する調書を作成するものとする。

2 課長は、前項の規定による調査結果に基づいて、課税保留の可否を決定するものとする。

(再調査等)

第6条 課長は、前条第2項の規定により固定資産税等の課税保留を決定した課税保留対象者について、定期的に再調査するものとする。

2 前項の規定により再調査した結果、第3条第1項各号のいずれにも該当しないことが判明したときは、課税保留の決定を取り消し、直ちに課税するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

固定資産税等の課税保留に関する調書

資産税課長様

調査職員名 _____

次の固定資産について調査し、事務手続きに必要な書類は別紙のとおりでありましたので、所有者の死亡および消滅等による固定資産税及び都市計画税の課税保留要領のとおり処理してよろしいか伺います。

1. 固定資産の表示

調査年月日 平成 年 月 日

所有者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	死亡又は消滅日	明・大・昭・平	年	月 日
物件所在地	土地又は家屋の区分	家屋番号	地目又は家屋種類	備考
	土地・家屋			
	土地・家屋			
平成 年度 年税額				円

2. 調査事項

年 度	未納税額	年 度	未納税額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円

3. 課税保留とする原因について

※原因の欄は、記載しきれない場合は、「別紙のとおり」とすることができる。

4. 課税保留の可否について

認定日 (年 月 日)

- 当該固定資産は、所有者の死亡および消滅等による固定資産税及び都市計画税の課税保留要領第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められるため、同要領第5条第2項の規定に基づき、
_____年以降の課税を保留する。
- 課税保留とはしない
- その他 (_____)